

令和5年度 島根県公立学校常勤講師及び非常勤講師等の募集

島根県教育委員会

島根県公立学校の教育水準の維持向上を図るため、これまで島根県外での教職経験をお持ちで島根県へのUターン・Iターンをお考えの方を対象に島根県公立学校に勤務する常勤講師又は非常勤講師等（以下「臨時的任用教員等」という。）の志願者を募集いたします。

1 募集内容

区分	校種	職種	教員免許等資格
I	小学校	講師（常勤又は非常勤）	小学校教諭普通免許状所有者
II	中学校	講師（常勤又は非常勤）	中学校教諭普通免許状所有者
III	高等学校	講師（常勤又は非常勤）	高等学校教諭普通免許状所有者
IV	特別支援学校	講師（常勤又は非常勤）	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校（各領域）もしくは小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状所有者
V	区分I～IVの学校	養護助教諭（常勤又は非常勤）	養護教諭普通免許状所有者
VI	区分III～IVの学校	養護助教諭（非常勤）	養護教諭普通免許状所有者
VII	区分III～IVの学校	実習助手（常勤）	なし
VIII	区分IVの学校	寄宿舎指導員（常勤）	なし

（注）区分Iには義務教育学校（前期課程）、区分IIには義務教育学校（後期課程）を含みます。

区分I～IIIの非常勤講師は授業を実施する職です。

2 志願資格

臨時的任用教員等は、次の各項目のすべてに該当する方が志願できます。

- 島根県外の国公立学校において、次の①～③のいずれかに該当する勤務経験を有する者であること
    - ① 正規採用（任期付採用を除く）の教員として勤務し、定年退職をした者
    - ② 正規採用（任期付採用を除く）の教員として勤務経験のある者
    - ③ 常勤講師として通算3年以上の勤務経験がある者
  - 志願申込時に島根県外在住であること
  - 採用後は島根県内に居住する意思のあること
  - 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しないこと
  - 各募集区分の教員免許状を有すること
- ※教員免許状の有効期限が切れている場合には、個別にご相談ください。

3 勤務条件（給料等） ※令和4年度実績

(1) 常勤講師（臨時的任用教員）

- 任用： 1回の任用は1年以内ですが、年度ごとに更新されます。
- 給与： 学歴、経験年数によって給与を決定します。

※参考：各年齢のおよその給与は次の表のとおりです。なお、当該年齢まで他県で正規の教諭としての勤務経験があることを想定した給与です。（大卒の場合で、年齢は4月1日現在として算出）

年齢	30才	40才	50才	60才
給与	約25万9千円	約30万円	約32万2千円	約23万7千円

また、通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、へき地手当、特手手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。

- 社会保険等： 加入要件を満たす場合、任用の日から、健康保険は公立学校共済組合の短期給付、年金制度は日本年金機構の厚生年金保険の適用となります。また、島根県教職員互助会に加入します。

※任用期間が2月以内に確定している場合は、公立学校共済組合及び厚生年金保険（日本年金機構）の適用対象外となり、島根県教職員互助会に加入できません。（任用期間が2月を超える見込みがある場合を除く。）

(3) 非常勤講師（会計年度任用職員）

- 任用期間： 1回の任用は1年以内ですが、年度ごとに更新されます。
- 給 与： 勤務時間数に応じ1時間あたり2,630円の報酬を支給します。  
 なお、通勤事情を考慮して通勤手当に相当する報酬を支給します。また、任期6月以上かつ週あたり15時間30分以上勤務される方については、期末手当を支給します。
- 社会保険等： 加入要件を満たす場合、任用の日から、健康保険は公立学校共済組合の短期給付、年金制度は日本年金機構の厚生年金保険の適用となります。また、島根県教職員互助会に加入します。（会費負担なし。対象事業は限定される。）

4 志願申込から任用までの流れ

(1) 志願申込について

① 志願申込方法

臨時的任用教員等の志願申込は、原則、電子申請（しまね電子申請サービス）で受け付けます。島根県教育庁学校企画課ホームページに詳しい志願申込方法について掲載しています。

○学校企画課ホームページ URL

<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>

○しまね電子申請サービス URL

[https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=12772](https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=12772)

② 志願申込に係る書類提出

志願申込の際に、次の表に示す書類の電子データを添付してください。なお、添付書類を郵送などで提出することもできますが、その場合には、電子申請による申込後速やかに、「志願書添付書類送付書」を添えて、学校企画課へ提出してください。また、電子申請が難しい場合には個別にご相談ください。



添付書類	留意事項
写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年5月以降に撮影されたもので、正面から上半身を撮影した jpeg 又は jpg 形式のもの（推奨サイズは縦 690 ピクセル、横 536 ピクセル、縦横比 4.5×3.5 の比率）を添付すること。</li> <li>・郵送する場合は、縦 4.5cm×横 3.5cm の写真（裏面に氏名を記入したもの）とすること。</li> </ul>
経歴調査表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式をダウンロードし、作成すること。（手書き作成可）</li> <li>・過去に経歴調査票を作成したことがある場合には、その際に作成したデータを修正して作成しても構わない。</li> </ul>
所持する教育職員免許状の有効性を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所持するすべての教育職員免許状について、令和4年7月1日以降も有効であることを証明するために、下記のいずれかの書類を添付すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li><b>新免許状所持者</b>（平成21年4月1日以降に初めて免許状の授与を受けた者）                    教育職員免許状の写し又は「有効期間更新証明書」の写し</li> <li><b>旧免許状所持者</b>（平成21年3月31日以前に初めて免許状の授与を受けた者）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>【更新等に係る手続きを行った者】                        「更新講習修了確認証明書」の写し</li> <li>【修了確認期限時に現職教員でなかったため、更新等に係る手続きを行っていない者】                        教育職員免許状の写し</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・所持する教育職員免許状の有効性を証明する書類に記載された氏名から改姓・改名した者にあつては、改姓・改名を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること。</li> <li>・教育職員免許状取得見込みの場合は、所持する教育職員免許状の有効性を証明する書類に代えて、「教育職員免許状取得見込証明書」等、取得見込みであることを証明する書類を添付すること。</li> </ul>

### ③ 志願申込期限

令和4年12月19日（月）

なお、この期限の後も、募集については随時ご相談を受け付けます。期限の後に志願される場合には個別にご相談ください。

### (2) 面談会について

志願者に対しては、面談会を実施し、住居や勤務についての希望を直接伺います。なお、志願申込時に志願者の希望により、面談会の会場を指定することができます。面談会の詳細については、志願者に個別連絡します。

	期日	会場
東京会場	令和4年12月28日（水）	TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター （東京都中央区八重洲 1-2-16）
大阪会場	令和5年1月21日（土）	JEC日本研修センター江坂 （大阪府吹田市江坂町 1-13-41）
松江会場	令和5年1月14日（土）	島根県職員会館 （松江市内中原町 52）

### (3) 採用手続について

提出書類、面談等の状況を踏まえ、県教育委員会が任用をしようとするときは、志願者に電話で事前に連絡します。志願申込をもって任用を確約するものではありません。なお、任用の時期は令和5年4月1日を予定しています。

## 5 問合せ先

○島根県教育庁学校企画課 所在地 〒690-8502 島根県松江市殿町1  
小学校・中学校担当：0852-22-6164 県立学校担当：0852-22-6308